

甲南大学法科大学院入学試験問題について

2017年度秋入学・2018年度春入学
一般入学試験（A日程・8月19日分）

試験科目：民事訴訟法

1. 出題趣旨

〔1〕合意管轄 管轄の合意についてその目的・要件・効果を問うものである。

〔2〕境界確定訴訟 形式的形成訴訟の代表例とされている境界確定訴訟について、その特徴や通常の訴訟事件との相違点を問うものである。最低限、判例・通説について説明することが必要である。

〔3〕重複起訴禁止の趣旨と要件 民事訴訟法142条の趣旨と要件について基本的な理解を問うものである。

2. 採点実感

〔1〕合意管轄については、民事訴訟法11条に言及しないで記述している答案があった。また、条文の文言を引用するだけでその解釈について一切触れていない答案もあった。

〔2〕境界確定訴訟については、形式的形成訴訟であることには言及されていたが、処分権主義の適用がないこと、弁論主義の適用がないこと、その具体的な結論などについて必ずしも十分触れていない答案が多かった。

〔3〕重複起訴禁止の趣旨と要件については、142条の趣旨はある程度説明されていたものの、要件の面で当事者の同一性という主観的要件と訴訟物の同一性（この解釈については争いがあり、最近の有力説は争点が共通する場合まで拡大する。）という客観的要件に十分触れていない答案があった。

3. 学習方法

答案の記載内容から判断する限り、民事訴訟法の基本書を通読していないのではという印象をもった。定評のある基本書1冊と判例百選には必ず目を通しておいてほしい。